

## **介護給付種別による障害程度区分と重症心身障害児施設**

### **療養介護**

- 医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、次のいずれかに該当する者

筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分が、区分6(要介護5程度)

筋ジストロフィー患者、重症心身障害者であって、障害程度区分が、区分5(要介護4程度)以上

### **生活介護**

- 常時介護が必要な障害者であって、次のいずれかに該当する者

障害程度区分が、区分3(要介護2程度)以上  
施設入所は区分4(要介護3程度)以上

年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が、区分2(要介護1程度)以上  
施設入所は区分3(要介護2程度)以上

### **重症心身障害児施設の場合は、どういふことになるのか。**

障害児施設には、障害程度区分の適用はない。

年齢超過者も継続して、入所サービスを受けることになる。

重症心身障害児施設が、年齢超過者を対象として療養介護事業に移行すると、障害程度区分が適用され、区分5(要介護4程度)以上が対象となる。

重症心身障害児施設給付費は、療養介護型よりも低くなる。

児童福祉法の障害児施設の適用をうけるか、障害者自立支援法の療養介護事業に移行するかは、施設の判断となる。

重症心身障害児施設が、療養介護に移行した場合、障害程度区分が、4

以下の者(療養介護以外と判定された者)は、ア)療養介護の基準該当として経過措置を適用されるか、イ)重症心身障害児施設の年齢超過児として重症児施設と契約することができる。

以上の記述は、12月10日、守る会本部での説明および配布資料に基づく。  
(平成17年12月11日 山崎國治記)